別表第三の十六の項を次のように改める。

十六	一般国道十七号	一　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　東京都中央区日本橋一丁目にある一般国道十七号の起点 ロ　同都板橋区大和町にある一般国道十七号と東京都道三百十八号との交点 二　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　東京都板橋区志村にある一般国道十七号と東京都道三百十一号との交点 ロ　さいたま市北区吉野町にある一般国道十七号同士の交点 三　次に掲げる地点の間で供用されている区間（渋川市北橘町真壁にある一般国道十七号と群馬県道百五十九号との交点を経由するものに限る。） イ　前橋市田口町にある一般国道十七号同士の交点 ロ　渋川市半田字常法院千四百七十七番一にある一般国道十七号同士の交点 四　次に掲げる地点の間で供用されている区間（群馬県道二十六号と重複している区間に限る。） イ　渋川市半田字入道林千七百三十七番一にある一般国道十七号同士の交点 ロ　同市半田字入道林千七百四十二番一にある一般国道十七号同士の交点 五　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　群馬県利根郡みなかみ町大字真庭にある高速自動車国道関越自動車道新潟線と一般国道十七号との交点 ロ　新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立にある高速自動車国道関越自動車道新潟線と一般国道十七号との交点 六　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　南魚沼市小栗山にある一般国道十七号と新潟県道四百七十八号との交点 ロ　同市余川にある一般国道十七号と新潟県道七十四号との交点 七　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　南魚沼市浦佐にある一般国道十七号と新潟県道二十八号との交点 ロ　魚沼市十日町にある一般国道十七号と魚沼市道宮田三号線との交点
十八	一般国道十九号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　安曇野市明科中川手にある一般国道十九号と長野県道五十一号との交点 二　長野市大字西尾張部にある一般国道十八号と一般国道十九号との交点
十九	一般国道二十号	一　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　東京都中央区日本橋一丁目にある一般国道二十号の起点 ロ　同都世田谷区大原一丁目にある一般国道二十号と東京都道三百十八号との交点 二　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　東京都新宿区内藤町にある一般国道二十号と東京都道三百五号との交点 ロ　同区新宿四丁目にある一般国道二十号同士の交点

別表第三の十八の項及び十九の項を次のように改める。

別表第三の二十一の項を次のように改める。

二十一	一般国道二十三号	一　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　名古屋市緑区大高町別所山にある一般国道二十三号と一般国道三百二号との交点 ロ　愛知県海部郡飛島村梅之郷中梅にある一般国道二十三号と一般国道三百二号との交点 二　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　鈴鹿市野町字西山にある一般国道二十三号と三重県道四十一号との交点 ロ　同市御薗町字郷堂にある一般国道二十三号と三重県道五十四号との交点
二十五	削除	
二十六	削除	
二十八	削除	
二十九	一般国道三十三号	一　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　高知県吾川郡いの町天神町にある一般国道三十三号といの町道天神インター北線との交点 ロ　同町鎌田にある一般国道三十三号と高知県道三十九号との交点 二　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　高知県吾川郡いの町天神町にある一般国道三十三号といの町道天神インター北線との交点 ロ　同町天神町にある一般国道三十三号と高知県道三十六号との交点
三十一	一般国道四十一号	一　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　美濃加茂市御門町二丁目字赤池上にある一般国道四十一号と一般国道二百四十八号との交点 ロ　岐阜県加茂郡川辺町石神字東関にある一般国道四十一号と一般国道四百十八号との交点 二　次に掲げる地点の間で供用されている区間（高山市下切町にある一般国道四十一号と岐阜県道八十九号との交点を経由するものに限る。） イ　高山市国府町金桶にある一般国道四十一号同士の交点 ロ　同市冬頭町にある一般国道四十一号同士の交点

別表第三の二十一の項を次のように改める。

別表第三の二十五の項及び二十六の項を次のように改める。

別表第三の二十八の項及び二十九の項を次のように改める。

別表第三の三十一の項及び三十二の項を次のように改める。